【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	佃	平成30年4月1日	法人コード	A001132					
	至	平成31年3月31日	法人名	公益財団法人公益法人協会					

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

	業	経常収益計		市仏皿、紅中貝用でし					
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事 業がある場合には当該剰 余金の額を加算して〈ださ い。		経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄 - 3欄 + 4欄 - 5欄)		
•	1	2		3	4	5	6		
公	1	28,107,237	円	45,079,834 円	0 円	0円	16,972,597 円		
公	2	95,786,696	円	135,233,435 円	0 円	0円	39,446,739 円		
公	3	1,000,000	円	14,619,621 円	0 円	0円	13,619,621 円		
公			円	円	円	円	0円		
盲	†	124,893,933 円		194,932,890 円	0 円	0円	フの東米がちて担合		

第二段階7欄(収入)へ

第二段階7欄 (費用)へ

ブラスの事業がある場合、 発生理由とこれを解消する ための計画等を記入して〈 ださい。

理由: 計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

	一件にかる状人に負用するに扱ってす。						
			収入		費用		
第一段階の経常収益計と経常費	用計(2欄·3欄)	7	124,893,933	9	194,932,890	円	
特定の事業と関連付けられない2 常費用	公益目的事業に係るその他の経常収益、経	8	71,214,283	9	1,349,984	円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業 致しているか確認して〈ださい。)	会計の経常収益計、経常費用計の額と一	9	196,108,216 P	9	196,282,874	円	
公益目的事業に係る特定費用準 の取崩額を「収入」欄に、積立額を	10	P	9		円		
収益事業等から	収益事業から 生じた利益の繰入額	11	0 P	9			
生じた利益の繰入額	その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額		0 P	9			収入 - 費用
合計(9欄~12欄)	13	196,108,216	9	196,282,874	円	-174,658 円	

第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入 - 費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入 - 費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

I	I۷	古	妇化	営力	バブ	`= 7	ىل ب	ti	7	場合	<u>:</u> π	垂	全	全	ത	Ħ۷	邶
ч	łX	X′	וםו	▤ /	1・ノ		` _	. И	ພ.	りか 口	1 V.	уж ч	ᄍ	त्तर	v	ᅲΧ	7/1

収支相償がプラスでないため本欄記入不要。